

大口町告示第114号

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱（平成17年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「被保険者証」を「個人番号カード又は資格確認書」に改める。

様式第1及び様式第7中「被保険者証の番号」を「記号番号」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証（以下「被保険者証等」という。）の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証等の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前的大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の規定により作成された諸様式は、この要綱による改正後の大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。